

菊川市CAPDo!後期計画(令和2年度～令和3年度)実施項目 (案)

資料3

目的	視点	分類	No.	実施メニュー	担当部 担当課	事業	即効度	難易度	頁数
健全な行財政基盤の確立	1 健全行政マネジメント	効率的な行政運営	1	定員管理計画の策定及び推進	総務部 総務課	新規	◎	A	1
			2	業務形態の見直し	企画財政部 企画政策課	新規	◎	A	2
			3	がんの早期発見・早期受診対策	健康福祉部 健康づくり課	新規	◎	A	3
			4	放課後児童クラブの持続可能な運営の研究	こども未来部 こども政策課	新規	○	A	4
		積極的な歳入確保	5	未収金対策の推進	企画財政部 調整室	ステップアップ	○	S	5
			6	税外収入の推進	企画財政部 企画政策課	継続	○	A	6
			7	ふるさと納税制度の活用	建設経済部 商工観光課	継続	◎	B	7
		公営企業会計の健全化と事業会計の安定化	8	国民健康保険特別会計の安定化	生活環境部 市民課	継続	◎	A	8
			9	下水道経営の健全化	生活環境部 下水道課	継続	◎	A	9
			10	水道経営の健全化	生活環境部 水道課	継続	◎	A	10
			11	病院経営の健全化	菊川病院 経営企画課	継続	◎	S	11
		財政基盤の強化	12	基礎的財政収支(菊川方式)の黒字化	企画財政部 財政課	新規	◎	S	12
	2 ネジメメントマ	公有財産の最適管理	13	公共施設個別施設計画の推進	企画財政部 財政課	ステップアップ	○	S	13
			14	公共施設の有効利用(市営住宅)	建設経済部 都市計画課	継続	◎	A	14
			15	公共施設の有効利用(図書館)	教育文化部 図書館	継続	◎	B	15
			16	遊休市有地の有効利用	企画財政部 財政課	継続	◎	A	16

【事業】⇒継続:9事業 ステップアップ:2事業 新規:5事業

継続:中期計画の取り組みを継続していくもの

ステップアップ:中期計画から取り組み内容を拡大していくもの

新規:後期計画から新たに取り組むもの

【即効度】短期間で集中的に改革する度合い。⇒◎:12事業 ○:4事業 △:0事業

◎:即座に実施

○:組織や制度を検討後に実施

△:数年後の実施に向けて準備

【難易度】目標達成の難しさの度合い。⇒S:4事業 A:10事業 B:2事業

S:非常に高い

A:高い

B:やや高い

方針の目的	健全な行財政基盤の確立				
方針の視点	1 健全行政マネジメント				
分類	効率的な行政運営				
実施メニュー	1 定員管理計画の策定及び推進	即効度	◎	難易度	A
C=Check 現状の課題を把握	<p>効率的な行政運営を目指し、民間委託の推進、指定管理者制度の活用、組織機構の見直しなどにより、定員管理計画(※1)に基づく職員数の適正化を図ってきた。しかし、その一方で、社会情勢の変化により、市がスピード感を持って取り組むべき喫緊の課題は増加しており、必要とされる人員も増加傾向にある。</p> <p>平成31年4月1日現在の職員数は318人(計画職員数315人)となっている。</p> <p>※職員実数306人(目標310人以内)</p> <p>注1)職員数は、消防・病院部門の職員及び再任用短時間勤務職員(※2)を除いた人数(再任用フルタイム勤務職員を含む)</p> <p>注2)平成27年度に「定員管理計画」を策定</p>				
A=Action 改善内容を立案	各課業務内容の精査、会計年度任用職員(※3)の活用等を継続して検討し、効率的な組織編制と人員配置を行っていく。				
P=Plan 具体的な施策を計画	組織機構の見直しとともに、研修等により人材の育成に努め職員の資質向上に努める。				
D=Do 業務を遂行		その年度に達成すべき目標	目標達成のための取組		
	R2	次期定員管理計画を策定する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・菊川市の行政サービスに必要な定員計画の策定</li> <li>・会計年度任用職員の活用</li> </ul>		
	R3	新たな定員管理計画の数値目標を達成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな定員計画の実施と、組織力のフル活用</li> <li>・会計年度任用職員の活用</li> </ul>		

※1 定員管理計画：市民に絶えず安定した行政サービスを提供するための組織と、質の高いサービスを生み出し、魅力的な街づくりに貢献できる職員を育成するために、中期的な職員の定員管理の計画として策定するもの。

※2 再任用短時間勤務職員：退職職員に対する年金の支給開始年齢が、平成25年度から段階的に65歳まで引き上げられたことに伴い、定年退職する職員が、その知識・経験を退職後も生かすとともに、雇用と年金の接続を図るために再任用される場合で、勤務時間がフルタイム職員よりも短い職員(本市の制度では週31時間勤務)をいう。

※3 会計年度任用職員：現在の臨時職員や嘱託職員等の非常勤職員は、地方公務員法や地方自治法の改正により、平成32年4月1日から会計年度任用職員という身分になる。

方針の目的	健全な行財政基盤の確立			
方針の視点	1 健全行政マネジメント			
分類	効率的な行政運営			
実施メニュー	2 業務形態の見直し	即効度	◎	難易度 A
C=Check 現状の課題を把握	権限移譲、防災、総合戦略、少子高齢化への対応等、業務の多様化や増加により、時間外勤務が増加し、人件費と職員の健康維持が懸念される。また、非常勤職員の会計年度任用職員(※3)制度移行による人件費の増加が見込まれている。 令和元年度より、行政が行う業務と民間を活用して行う業務及び自動化を図る業務について調査を開始している。			
A=Action 改善内容を立案	現在、市で行っている業務のうち、民間活用等の検討や見直しを図り、業務のスリム化と人件費の抑制を図る。			
P=Plan 具体的な施策を計画	現在、市で行っている業務のうち、民間活用等について検討や見直しを図ることが可能な業務を洗い出し、真に行政が行う業務と民間を活用して行う業務またはRPA(※4)など自動化を図る業務に仕分け、民間活用と自動化を進めることで業務のスリム化(集約化や統合を含む。)と人件費の抑制を図る。			
D=Do 業務を遂行		その年度に達成すべき目標	目標達成のための取組	
	R2	・見直し可能業務の中から民間活用等を行う業務候補を決定する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見直し可能業務の各所属への照会(令和元年から実施)</li> <li>・公共サービス改革法など各種業務に関する法律の確認</li> <li>・民間事業者調査</li> <li>・自動化の実施可否検討</li> <li>・庁内調整(庁内への周知や担当部署による予算確保)</li> </ul>	
	R3	・決定した民間活用等を行う業務候補から1件以上実施する。	担当部署による民間活用または自動化の実施	

※4 RPA:Robotic Process Automationの略。認知技術を活用した主にホワイトカラー業務の効率化、自動化のこと。

方針の目的	健全な行財政基盤の確立			
方針の視点	1 健全行政マネジメント			
分類	効率的な行政運営			
実施メニュー	3 がんの早期発見・早期受診対策	即効度	◎	難易度 A
C=Check 現状の課題を把握	<p>がん検診(※5)受診者のうち、精密検査受診該当者について、通知や電話、訪問による受診勧奨及び受診状況の把握を行っている。</p> <p>未把握者(※6)のうち、精密検査結果報告の不備または、受診勧奨通知後の未返信や電話の不通などにより、状況が把握できなかった人が毎年3～9%いる。平成29年度は30人(5.1%)で、精密検査結果報告不備者(以下、報告不備者)が12人、連絡がつかない実態不明者(以下、実態不明者)が18人いた。</p>			
A=Action 改善内容を立案	精密検査受診該当者に対する受診勧奨を行うことで、早期受診を促し、重症化防止を図る必要がある。			
P=Plan 具体的な施策を計画	<p>精密検査未受診者に対し、継続的に受診勧奨を行う中で、実態不明者を減少させるための対策を検討する。</p> <p>併せて、委託検診機関や精密検査実施医療機関に対して、報告不備者が減少するよう、報告体制の改善について働きかけを行う。</p>			
D=Do 業務を遂行		その年度に達成すべき目標	目標達成のための取組	
	R2	・報告不備者及び実態不明者の人数を25人以下にする	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精密検査受診該当者に対する受診勧奨通知の発送</li> <li>・2回目の受診勧奨通知発送者に対する電話や訪問による直接的なアプローチ</li> <li>・外国人に対してのコミュニケーションツールの活用</li> <li>・実態不明者については、関係部署との連携による実態把握</li> <li>・委託検診機関や精密検査受診該当者に対する報告体制改善についての協議及び対応</li> </ul>	
	R3	・報告不備者及び実態不明者の人数を20人以下にする	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精密検査受診該当者に対する受診勧奨通知の発送</li> <li>・2回目の受診勧奨通知発送者に対する電話や訪問による直接的なアプローチ</li> <li>・外国人に対してのコミュニケーションツールの活用</li> <li>・実態不明者については、関係部署との連携による実態把握</li> <li>・委託検診機関や精密検査受診該当者に対する報告体制改善についての協議及び対応</li> </ul>	

※5 がん検診:胃がん検診、大腸がん検診、胸部検診(肺がん)、子宮頸がん検診、乳がん検診(マンモグラフィ検査、エコー検査)

※6 未把握者:精密検査受診日、精密検査受診病院、精密検査方法、精密検査結果のいずれかが不明な者

方針の目的	健全な行財政基盤の確立				
方針の視点	1 健全行政マネジメント				
分類	効率的な行政運営				
実施メニュー	4 放課後児童クラブの持続可能な運営の研究	即効度	○	難易度	A
C=Check 現状の課題を把握	<p>市内9つの小学校区には、市が運営する放課後児童クラブがそれぞれに設置されており、授業のある平日の放課後や祝日、夏休みなどの長期休業中に開所し、児童の健全育成や保護者の子育て支援に資する運営を行っている。</p> <p>一方、そこで働く職員(支援員・補助員)は、市の非常勤職員として雇用しているが、職員の確保には大変苦慮している状況である。</p> <p>こうした課題を含め、保護者のニーズにより対応した施設のあり方や持続可能な運営形態などの研究を行う必要がある。</p>				
A=Action 改善内容を立案	<p>現在の児童クラブの利用状況、利用者ニーズの調査や職員(支援員・補助員)との就労状況の確認協議、更には近隣市町の放課後児童クラブの運営状況を調査する。</p>				
P=Plan 具体的な施策を計画	<p>調査及び協議結果を放課後児童クラブのクラブ長会議の議題として取り上げ、各クラブの意見等聴取・協議し、利用者ニーズや職員のライフワークバランスにも配慮した上で持続可能な運営形態について検討していく。</p>				
D=Do 業務を遂行		その年度に達成すべき目標	目標達成のための取組		
	R2	・利用者ニーズやクラブの運営状況等の現状の調査を実施し、とりまとめる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用状況や利用者ニーズの調査</li> <li>・放課後児童クラブのクラブ長会議において、意見聴取・協議</li> <li>・近隣市町の放課後児童クラブの運営状況の調査を実施</li> </ul>		
	R3	・次年度以降の持続可能な運営形態を決定する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラブ長会議等を経て、市としての合意形成を図る。</li> </ul>		

方針の目的	健全な行財政基盤の確立			
方針の視点	1 健全行政マネジメント			
分類	積極的な歳入確保			
実施メニュー	5 未収金対策の推進	即効度	○	難易度 S
C=Check 現状の課題を把握	<p>未収金対策について、CAPDo!前期計画及び中期計画において、未収金対策組織の設立や例規及びマニュアルの整備等を行ない、ハード面については、全庁的な債権管理体制が整いつつある。</p> <p>ソフト面についても、徴収対策ワーキンググループで各債権管理課に対してヒアリングを実施し、情報共有する等の取組みを通じ、前期計画及び中期計画の目標を達成し、一定の成果を得ていると考えている。</p> <p>一方で、各課で対応を苦慮している不良債権は未だに残されており、それらの早期解決及び未収金の縮減に向けて、引き続き努めていく必要がある。</p> <p>※未収金対策として扱う債権は、市税、保育料認定使用料、下水道使用料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、道路占用料、河川占用料、市営住宅使用料、水道料金、学校給食費、診療費。(以下重点取組債権と言う)</p> <p>※未収金対策で扱う金額は、滞納繰越分のみ</p>			
A=Action 改善内容を立案	<p>重点取組債権の中で解決困難な滞納案件について、徴収対策ワーキンググループによる個別案件ヒアリングや債権管理の外部委託手法を確立させ、管理方針を早期に判断出来る環境とする。</p>			
P=Plan 具体的な施策を計画	<p>・債権管理が思うように進まない債権については、個別案件の実情を聞き取り、情報共有した上で担当者へアドバイスし、債権管理方針の早期決定に努める。</p> <p>・非強制徴収債権(※7)の徴収困難案件について、新たな債権管理手法(外部委託等)を確立する。</p>			
D=Do 業務を遂行		その年度に達成すべき目標	目標達成のための取組	
	R2	重点取組債権の合計収入未済額を平成30年度実績に対し2割減 ※H30実績見込み額441,937,844円 R2目標額353,550,275円(暫定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>重点取組債権担当課に対するヒアリングの実施</li> <li>非強制徴収債権に係る新たな債権管理手法(外部委託)の確立</li> </ul>	
	R3	重点取組債権の合計収入未済額を平成30年度実績に対し3割減 ※H30実績見込み額441,937,844円 R3目標額309,356,490円(暫定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>重点取組債権担当課に対するヒアリングの実施</li> </ul>	

※7 非強制徴収債権:市の債権のうち、強制徴収債権(地方税法の規定に基づく徴収金に係るもの及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。)以外のものをいう。

方針の目的	健全な行財政基盤の確立				
方針の視点	1 健全行政マネジメント				
分類	積極的な歳入確保				
実施メニュー	<b>6 税外収入の推進</b>	即効度	○	難易度	A
C=Check 現状の課題を把握	<p>税外収入について、年度毎に実施している事業を継続するとともに、図書館の雑誌カバー広告事業等について新規で実施し、広告媒体の拡大と収入増加を図った。 今後も更なる税外収入の増加が求められるため、効率的な広告募集方法等について検討する必要がある。</p>				
A=Action 改善内容を立案	<p>新規事業の実施を図る。また、効率的に広告主を募集するため、民間企業による広告主の代理募集等の民間活用方法についても検討する。</p>				
P=Plan 具体的な施策を計画	<p>税外収入の研究を引き続き行う。広告事業については庁内への取り組みの更なる周知を図るとともに、新たな広告媒体の検討を図る。ネーミングライツ事業(※8)についても同様に取り組み可能な施設の検討を図る。</p>				
D=Do 業務を遂行		その年度に達成すべき目標	目標達成のための取組		
	R2	・ネーミングライツを含む広告収入 140万円以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税外収入の研究</li> <li>・広告事業の庁内周知</li> <li>・広告媒体の検討</li> <li>・民間活用方法の研究</li> </ul>		
	R3	・ネーミングライツを含む広告収入 140万円以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税外収入の研究</li> <li>・広告事業の庁内周知</li> <li>・広告媒体の検討</li> <li>・民間活用方法の研究</li> </ul>		

※8 ネーミングライツ:「命名権」とも呼ばれ、スポーツ・文化施設等に、スポンサー企業の社名やブランド名を名称として付与する権利。

方針の目的	健全な行財政基盤の確立				
方針の視点	1 健全行政マネジメント				
分類	積極的な歳入確保				
実施メニュー	7	ふるさと納税制度の活用	即効度	◎	難易度 B
C=Check 現状の課題を把握	<p>ふるさと納税制度(※9)は、全国の自治体が納税者を募るために積極的なPRを展開し、メディア等にも多く取り上げられている。当市においても、ホームページやカタログ、民間事業者と連携したPRにより、平成30年度の寄附実績は、1億5,098万5,000円(3,856件)となり、市内の特産品等が「お礼の品」として市外、県外へ届けられ、市内事業者からも喜びの声が聞こえるなど、地域経済の振興にも寄与している。</p> <p>一方、全国的なふるさと納税制度への過度な加熱、制度の趣旨に反する取組みについて総務省より通知がなされており、平成29年11月より寄附に対する返礼率を5割から3割に引き下げたことなどの影響を受け、平成29年度と比較すると、寄附金額、寄附件数ともに大幅な減少となった。</p>				
A=Action 改善内容を立案	<p>総務省通知の内容に則した見直しを実施するとともに、見直しにより菊川市ふるさと納税制度が衰退しないよう、効果的なPRの推進、魅力あるお礼の品の拡充等を行う。</p>				
P=Plan 具体的な施策を計画	<p>本市への寄附者の増加を図るため、新たなポータルサイト導入の検討、寄附者に対する返礼品の充実、各種イベント会場等におけるPR活動、リピーターへのアプローチを行う。また、ふるさと納税クラウドファンディングの研究を進め、寄附件数及び寄附額の増額を目指す。</p>				
D=Do 業務を遂行		その年度に達成すべき目標	目標達成のための取組		
	R2	・寄附金総額 1億7,000万円以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・菊川市ふるさと納税制度のPRの充実</li> <li>・魅力ある贈答品の見直しと拡充</li> <li>・ふるさと納税クラウドファンディングの検討</li> </ul>		
	R3	・寄附金総額 1億7,000万円以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・菊川市ふるさと納税制度のPRの充実</li> <li>・魅力ある贈答品の見直しと拡充</li> <li>・ふるさと納税クラウドファンディングの検討</li> </ul>		

※9 ふるさと納税制度：自分の選んだ自治体へ寄附(ふるさと納税)を行った場合に、寄附金額のうち2,000円を越える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度(所得等により上限がある)。お礼に特産品を貰えるというシステムが人気となっている。



方針の目的	健全な行財政基盤の確立				
方針の視点	1 健全行政マネジメント				
分類	公営企業会計の健全化と事業会計の安定化				
実施メニュー	8	国民健康保険特別会計の安定化	即効度	◎	難易度 A
C=Check 現状の課題を把握	国民健康保険被保険者の医療費は高齢化や医療の高度化により年々増加傾向にあり、国民健康保険特別会計を圧迫している。 平成30年度のジェネリック医薬品(※10)年間平均普及率は78%、また、平成30年度の特定健診(※11)受診率は42%程度となる見込みである。				
A=Action 改善内容を立案	国民健康保険被保険者の医療費を削減するため、ジェネリック医薬品の普及及び特定健診の受診率向上を図る。				
P=Plan 具体的な施策を計画	ジェネリック医薬品を推進するための活動を行い、調剤での差額により医療費の削減を目指す。 また、特定健診を推進するための啓発を行い、生活習慣病(※12)の予防による医療費の削減を目指す。				
D=Do 業務を遂行		その年度に達成すべき目標	目標達成のための取組		
	R2	・ジェネリック医薬品年間平均普及率80%以上 ・特定健診受診率50%以上(令和3年11月公表)	・ジェネリックの差額通知発送 ・保険証発送時のチラシにジェネリックに関する記事を掲載する ・特定健診受診に関する啓発活動		
	R3	・ジェネリック医薬品年間平均普及率80%以上 ・特定健診受診率53%以上(令和4年11月公表)	・ジェネリックの差額通知発送 ・保険証発送時のチラシにジェネリックに関する記事を掲載する ・特定健診受診に関する啓発活動		

- ※10 ジェネリック医薬品:先発医薬品(新薬)より安価で供給される後発医薬品。先発医薬品の特許期間満了後は、同じ成分や効果を持つ医薬品を、他の医薬品製造企業が後発医薬品として、より低価格で提供することができる。
- ※11 特定健診:生活習慣病予防のために2008年度から市町村の国民健康保険や健保組合などが実施。「メタボ健診」とも呼ばれ、健診結果をもとに、高リスクの人へは食事や運動などの特定保健指導を行う。
- ※12 生活習慣病:食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群。具体的には、高血圧、糖尿病、脂質異常症など、以前は成人病と呼ばれ、主に中年期以降発症する疾患群。

方針の目的	健全な行財政基盤の確立					
方針の視点	1 健全行政マネジメント					
分類	公営企業会計の健全化と事業会計の安定化					
実施メニュー	9	下水道経営の健全化	即効度	◎	難易度	A
C=Check 現状の課題を把握	<p>平成10年度から下水道事業に着手し、全体計画760haのうち平成30年度末で309.6haが供用開始されているが、整備率としては「40.7%」と低く、管渠施設の整備を継続する必要である。</p> <p>平成30年度末の汚水処理に占める使用料単価の割合(※13)は「72.4%」となっており、使用料単価に対し汚水処理原価が上回っている。</p>					
A=Action 改善内容を立案	<p>計画的な管渠施設の整備を実施し、浄化センターのストックマネジメントにより適正な維持管理を行い水洗化の向上を図る。</p>					
P=Plan 具体的な施策を計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な管渠施設の整備を実施し、供用開始区域の拡張を図る。</li> <li>・ホームページ等によるPRや説明会の実施、夜間・休日を含めた戸別訪問により水洗化率の向上を図り、使用料収入を増加させる。</li> <li>・ストックマネジメントによる適正な維持管理・修繕を実施する。</li> <li>・一般会計に過度に依存しない自立した事業経営を図る。</li> </ul>					
D=Do 業務を遂行		その年度に達成すべき目標	目標達成のための取組			
	R2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚水処理原価に占める使用料単価の割合 79.1%以上</li> <li>・経常収支比率(※14) 100%以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営戦略に基づき管渠施設の整備を実施</li> <li>・未接続世帯等に対し年間3回以上の戸別訪問実施</li> <li>・使用料単価見直し検討</li> </ul>			
	R3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚水処理原価に占める使用料単価の割合 80.2%以上</li> <li>・経常収支比率 100%以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営戦略に基づき管渠施設の整備を実施</li> <li>・未接続世帯等に対し年間3回以上の戸別訪問実施</li> <li>・使用料単価見直し検討</li> </ul>			

※13 汚水処理原価に占める使用料単価の割合：維持管理費に対する料金収入の比率(『使用料単価÷汚水処理原価』)。ただし、資本費(汚水処理に係る起債償還額)は含まれていない。なお、汚水処理原価に占める使用料単価の割合は、利用人口の増加によって向上します。

※14 経常収支比率：(営業収益+営業外収益)÷(営業費用+営業外費用)\*100。経常的な収益と経常的な費用の比率、100%以上が健全度が高い。

個表1

方針の目的	健全な行財政基盤の確立																																																													
方針の視点	1 健全行政マネジメント																																																													
分類	公営企業会計の健全化と事業会計の安定化																																																													
実施メニュー	10	水道経営の健全化	即効度	◎	難易度	A																																																								
C=Check 現状の課題を把握	<p>有収率は横ばいの状態である。また、給水戸数は増加傾向にあるものの、給水人口は低迷している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>過去の推移</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水人口 人</td> <td>45,773</td> <td>46,703</td> <td>46,693</td> <td>46,720</td> <td>47,189</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水戸数 戸</td> <td>17,968</td> <td>18,260</td> <td>18,609</td> <td>18,860</td> <td>19,360</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年間給水量 m<sup>3</sup></td> <td>5,779,890</td> <td>5,839,439</td> <td>5,864,131</td> <td>5,850,297</td> <td>5,885,700</td> <td>年間総有収水量</td> </tr> <tr> <td>年間配水量 m<sup>3</sup></td> <td>6,745,872</td> <td>6,811,136</td> <td>6,843,528</td> <td>6,818,276</td> <td>6,908,199</td> <td>年間総配水量</td> </tr> <tr> <td>有収率 %</td> <td>85.68</td> <td>85.73</td> <td>85.69</td> <td>85.80</td> <td>85.20</td> <td>年間総有収水量/年間総配水量*100</td> </tr> <tr> <td>給水収益 千円</td> <td>1,096,499</td> <td>1,108,387</td> <td>1,113,931</td> <td>1,111,067</td> <td>1,119,421</td> <td>千円以下切捨(税抜き)</td> </tr> <tr> <td>経常収支比率 %</td> <td>104.90</td> <td>106.00</td> <td>106.50</td> <td>109.80</td> <td>114.40</td> <td>(営業収益+営業外収益)/(営業費用+営業外費用)*100</td> </tr> </tbody> </table>						過去の推移	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	備考	給水人口 人	45,773	46,703	46,693	46,720	47,189		給水戸数 戸	17,968	18,260	18,609	18,860	19,360		年間給水量 m <sup>3</sup>	5,779,890	5,839,439	5,864,131	5,850,297	5,885,700	年間総有収水量	年間配水量 m <sup>3</sup>	6,745,872	6,811,136	6,843,528	6,818,276	6,908,199	年間総配水量	有収率 %	85.68	85.73	85.69	85.80	85.20	年間総有収水量/年間総配水量*100	給水収益 千円	1,096,499	1,108,387	1,113,931	1,111,067	1,119,421	千円以下切捨(税抜き)	経常収支比率 %	104.90	106.00	106.50	109.80	114.40	(営業収益+営業外収益)/(営業費用+営業外費用)*100
過去の推移	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	備考																																																								
給水人口 人	45,773	46,703	46,693	46,720	47,189																																																									
給水戸数 戸	17,968	18,260	18,609	18,860	19,360																																																									
年間給水量 m <sup>3</sup>	5,779,890	5,839,439	5,864,131	5,850,297	5,885,700	年間総有収水量																																																								
年間配水量 m <sup>3</sup>	6,745,872	6,811,136	6,843,528	6,818,276	6,908,199	年間総配水量																																																								
有収率 %	85.68	85.73	85.69	85.80	85.20	年間総有収水量/年間総配水量*100																																																								
給水収益 千円	1,096,499	1,108,387	1,113,931	1,111,067	1,119,421	千円以下切捨(税抜き)																																																								
経常収支比率 %	104.90	106.00	106.50	109.80	114.40	(営業収益+営業外収益)/(営業費用+営業外費用)*100																																																								
A=Action 改善内容を立案	水道料金収納率98%(現年度)の維持をしていくとともに、管路更新を実施し、有収率(※15) 前年度実績 以上とする。																																																													
P=Plan 具体的な施策を計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有収率の向上を進めるため、管路更新計画による老朽管の改良を進める。また併せて漏水調査を実施することにより漏水箇所を特定し、水道管の改修を進める。</li> <li>・賦課徴収委託業者と連携し、収納率向上に努める。</li> </ul>																																																													
D=Do 業務を遂行		その年度に達成すべき目標			目標達成のための取組																																																									
	R2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有収率 前年度実績 以上</li> <li>・経常収支比率(※14) 100%以上</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な老朽管の更新</li> <li>・漏水調査及び修理の実施</li> <li>・適切な水道施設管理</li> <li>・水道料金徴収サイクルの徹底</li> </ul>																																																									
	R3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有収率 前年度実績 以上</li> <li>・経常収支比率 100%以上</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な老朽管の更新</li> <li>・漏水調査及び修理の実施</li> <li>・適切な水道施設管理</li> <li>・水道料金徴収サイクルの徹底</li> </ul>																																																									

※15 有収率: 年間総有収水量/年間総配水量\*100。供給した配水量に対する料金徴収の対象となった水量の割合。

方針の目的	健全な行財政基盤の確立				
方針の視点	1 健全行政マネジメント				
分類	公営企業会計の健全化と事業会計の安定化				
実施メニュー	11	病院経営の健全化	即効度	◎	難易度 S
C=Check 現状の課題を把握	<p>平成28年度に総務省から示された新公立病院改革ガイドラインに基づき、平成29年度から平成32年度までを期間とした「新公立病院改革プラン(菊川市立総合病院第三次中期計画)」を策定し、目標管理制度を用いて病院経営を行っている。平成30年4月の診療報酬(※16)改定が実質マイナス改定となり、依然として厳しい状況は続いている中ではあるが、収益は毎年増収している。しかし、人事院勧告や労働基準監督署による是正等により人件費が増加したことにより、費用も増加している。</p> <p>平成30年度の経常収支比率(※17)は、99.5%と平成29年度の99.1%と比較して、若干改善している。</p>				
A=Action 改善内容を立案	<p>「菊川市立総合病院第三次中期計画」及び「菊川市立総合病院第四次中期計画」に基づき、診療部を含めた全部署で目標管理制度を用いて経営を行う。</p>				
P=Plan 具体的な施策を計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診療科ごとにヒアリングを実施し、課題に対して病院全体で改善に取り組む。</li> <li>・各部署でバランスト・スコアカード(※18)を活用した目標管理制度により、アクションプランを作成・実行する。</li> <li>・多職種の代表者を3グループに課題ごとに分け、改善策のディスカッション及び発表をし、その取り組みの中で実践できるものは反映させる。</li> </ul>				
D=Do 業務を遂行		その年度に達成すべき目標	目標達成のための取組		
	R2	・病院事業会計 経常収支比率 100%	バランスト・スコアカードによる目標管理制度の実践		
	R3	・病院事業会計 経常収支比率 100%	バランスト・スコアカードによる目標管理制度の実践		

※16 診療報酬: 保険診療の際に医療行為等の対価として計算される報酬。医師の報酬だけでなく、医療行為を行った医療機関・薬局の医業収入の総和を意味する。

※17 経常収支比率: 経常費用(医業費用+医業外費用)に対する経常収益(医業収益+医業外収益)の割合。この比率が100%未満である場合、費用を収益で賄えず経常損失が生じていることを意味する。

※18 バランスト・スコアカード: 戦略経営のためのマネジメントシステム。ビジョンと戦略を明確にすることで、財務数値に表される業績だけではなく、財務以外の経営状況や経営品質から経営を評価し、バランスのとれた業績の評価を行うための手法

方針の目的	健全な行財政基盤の確立				
方針の視点	1 健全行政マネジメント				
分類	財政基盤の強化				
実施メニュー	12 基礎的財政収支(菊川方式)の黒字化	即効度	◎	難易度	S
C=Check 現状の課題を把握	<p>実質公債費比率(※19)・将来負担比率(※20)については早期健全化基準には達していないものの、県内平均や類似団体と比べ、高い比率となっている。</p> <p>直近の決算で、平成29年度の実質公債費比率は10.8%(3ヶ年平均)、将来負担比率は23.5%の状況である。</p> <p>また、財政調整基金(※21)は、令和元年度当初予算で、取崩が約4億5千万円と大きな額となっており、将来的な急な支出に備え、抑制する必要がある。</p>				
A=Action 改善内容を立案	<p>基礎的財政収支(菊川方式)の黒字化を図る。基礎的財政収支(プライマリーバランス)とは、歳入から市債、歳出から公債費を除いた収支を言い、公債費を除く歳出を税込等で賄えているかどうかをみる指標であるが、菊川市では基金と市債に着目し、それぞれのプラス要因・マイナス要因の差を黒字、すなわち「基金は積立額以上に取崩さない」「市債は返済額以上に借りない」とする取り組みを進める。</p>				
P=Plan 具体的な施策を計画	<p>当初予算・補正予算編成の中で要求内容を精査し、市債の借り入れを必要最小限に抑制するとともに、財源の余剰を捻出し基金の取崩し額を極力少なくするよう努める。</p>				
D=Do 業務を遂行		その年度に達成すべき目標	目標達成のための取組		
	R2	基礎的財政収支(菊川方式)の黒字化 (公債費(元金)－市債発行額)+(基金積立額－基金取崩額) > 0	予算要求内容の精査 ・市債発行の抑制 ・財政調整基金取崩しの抑制		
	R3	基礎的財政収支(菊川方式)の黒字化 (公債費(元金)－市債発行額)+(基金積立額－基金取崩額) > 0	予算要求内容の精査 ・市債発行の抑制 ・財政調整基金取崩しの抑制		

※19 実質公債費比率: 地方債の返済額及びこれに準じる額の標準財政規模(地方公共団体の一般財源の規模)に対する比率。

※20 将来負担比率: 実質的な負債の標準財政規模に対する比率。比率が高いほど財政規模に比べて将来の負担が大きいため、将来の財政を圧迫する可能性が高いことを示す。

※21 財政調整基金: 地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための積立金。

方針の目的	健全な行財政基盤の確立				
方針の視点	2 公共施設マネジメント				
分類	公有財産の最適管理				
実施メニュー	13	公共施設個別施設計画の推進	即効度	○	難易度 S
C=Check 現状の課題を把握	<p>菊川市が保有する公共施設等(公共建築物及びインフラ資産)は、今後一斉に老朽化進行していく。一方で、生産年齢人口が減少することが見込まれるため、市の予算規模は縮小していくことが考えられる。このような現状に加えて、社会構造の変化や新たなニーズに対応するためには、各公共施設等の適切な規模とあり方を検討しなければならない。</p>				
A=Action 改善内容を立案	<p>施設の適切な規模とあり方を検討し、総合的に公共施設等をマネジメントすることにより、施設の機能を維持しつつ、可能な限り次世代に負担を残さない効率的で効果的な公共施設等の最適な配置を実現するために、個別施設計画の策定と運用を進める。</p>				
P=Plan 具体的な施策を計画	<p>個別施設計画の策定を取りまとめ、個別施設計画に基づく公共施設等の維持管理・更新等を進める。また、公共施設等の最適な配置を実現するために、有効活用が期待される施設については、具体的な取組み(用途変更、複合化、多機能化、統廃合等)を検討する。</p>				
D=Do 業務を遂行		その年度に達成すべき目標	目標達成のための取組		
	R2	類型別の個別施設計画策定の取りまとめ	・類型別検討会議を通じた計画内容の検討		
	R3	・個別施設計画の運用 ・公共施設等総合管理計画の時点修正	・個別施設計画に基づいた維持管理・更新等の進捗管理 ・個別施設計画の内容を踏まえた総合管理計画の内容検討		

方針の目的	健全な行財政基盤の確立					
方針の視点	2 公共施設マネジメントの推進					
分類	公有財産の最適管理					
実施メニュー	14	公共施設の有効利用(市営住宅)	即効度	◎	難易度	A
C=Check 現状の課題を把握	<p>令和元年度6月末の菊川市営住宅3団地(上本所・長池・赤土)入居率は210戸中、163戸の入居(空き47戸)で77.62%である。特に上本所団地は、平成26年度から空き室が目立ち、126戸中、87戸の入居(空き39戸)で69.05%となっている。</p> <p>退去者の増は、入居者所得の超過(同居する子の就職等)、戸建て住宅の新築、高齢者の死亡に伴う退去等が要因である。</p> <p>入居者の減は、収入基準や同居親族等の要件を満たさず入居できないこと、入居に伴う子供(中学生以下)の学区変更の懸念などが要因として考えられる。</p> <p>このことから、入居率が年々低下しているのが現状である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上本所団地 全126戸 入居 87戸 空39戸 入居率69.05%</li> <li>・ 長池団地 全 52戸 入居 46戸 空 6戸 入居率88.46%</li> <li>・ 赤土団地 全 32戸 入居 30戸 空 2戸 入居率93.75%</li> <li>・ 3団地合計 全210戸 入居163戸 空47戸 入居率77.62%</li> </ul>					
A=Action 改善内容を立案	老朽化する団地の改修工事や施設等の維持管理を適切に行い、安全で快適な住環境を提供することや、入居機会の拡充、目的外利用の受け入れ等により、空き室を減らし、公共施設の有効利用を図る。					
P=Plan 具体的な施策を計画	安全で快適な住環境を提供するため、市営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化する団地の改修工事(長寿命化工事)を実施する。 また、市営住宅のPRをするとともに、募集機会の拡充や、公営住宅法に基づく社会福祉事業等への活用及び地方自治法に基づく目的外使用の受け入れを周知し、入居率(利用率)の向上を図る。					
D=Do 業務を遂行		その年度に達成すべき目標	目標達成のための取組			
	R2	令和3年3月末現在 入居率 77.62%以上(暫定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿命化工事(改修)</li> <li>・広報やホームページでのPR</li> <li>・定期募集及び随時募集</li> <li>・目的外利用の周知</li> </ul>			
	R3	令和4年3月末現在 入居率 77.62%以上(暫定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿命化工事(改修)</li> <li>・広報やホームページでのPR</li> <li>・定期募集及び随時募集</li> <li>・目的外利用の周知</li> </ul>			

方針の目的	健全な行財政基盤の確立				
方針の視点	2 公共施設マネジメントの推進				
分類	公有財産の最適管理				
実施メニュー	15	公共施設の有効利用(図書館)	即効度	◎	難易度 B
C=Check 現状の課題を把握	<p>幼少期・若年層からの読書離れ・活字離れが危惧される中、図書館としてはより多くの読書機会を提供していく必要がある。菊川市立図書館の個人貸出冊数は、平成25年度に373,517冊だったものが平成30年度では381,284冊と増加傾向にある。</p> <p>娯楽としての読書を提供する場や地域の生涯学習の拠点としての役割を果たすため、図書館の貸出冊数の促進を図る。</p>				
A=Action 改善内容を立案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三次菊川市子ども読書活動推進計画に基づく推進事業を実施する</li> <li>・図書館でイベントを開催し、入館者や貸出数の増加につなげる</li> <li>・図書館や資料に関する情報を幅広く発信する</li> <li>・話題の本などが手に取りやすい環境を整える</li> </ul>				
P=Plan 具体的な施策を計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おはなし会や読み聞かせなどの子ども読書活動推進事業を実施し、幼少期からの読書習慣形成を図る</li> <li>・「こども図書館」や映画会等の図書館イベントを開催する</li> <li>・広報誌やHP、SNSを通じて図書館や資料の情報を積極的に発信する</li> <li>・話題の本や季節の本を特集展示コーナーで紹介する</li> </ul>				
D=Do 業務を遂行		その年度に達成すべき目標	目標達成のための取組		
	R2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年3月31日現在</li> <li>個人貸出冊数: 385,000冊以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども読書活動の推進</li> <li>・図書館イベントの充実</li> <li>・SNSを活用した情報発信</li> <li>・特集展示コーナーの充実</li> </ul>		
	R3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年3月31日現在</li> <li>個人貸出冊数: 390,000冊以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども読書活動の推進</li> <li>・図書館イベントの充実</li> <li>・SNSを活用した情報発信</li> <li>・特集展示コーナーの充実</li> </ul>		



方針の目的	健全な行財政基盤の確立				
方針の視点	2 公共施設マネジメント				
分類	公有財産の最適管理				
実施メニュー	16 遊休市有地の有効利用	即効度	◎	難易度	A
C=Check 現状の課題を把握	<p>庁内では『公有財産有効利用検討委員会』により、可能な限り売却する方針を持っている。</p> <p>現在、公共施設の移転等により遊休市有地が存在しており、前期・中期の計画の実施により処分が進んだが、地理的条件が合わなかったり、施設等が残っていること等から、売却が進まないものがある。</p>				
A=Action 改善内容を立案	<p>遊休市有地(※22)を有効利用することで、管理の縮減、歳入の確保を図る。</p>				
P=Plan 具体的な施策を計画	<p>立地や面積等の条件面から特に有効と考える処分可能資産の売却・貸付を行う。</p>				
D=Do 業務を遂行		その年度に達成すべき目標		目標達成のための取組	
	R2	・1カ所以上の遊休市有地の運用(売却・貸付)をすすめる。		・固定資産台帳を基に、運用可能な普通財産の洗い出しを再度行い、運用時期についての検討を行う。	
	R3	・1カ所以上の遊休市有地の運用(売却・貸付)をすすめる。		・前年度の検討結果から、早期に運用が図れるものから、手続きを進めて行く。	

※22 遊休市有地:何らかの理由によりその使用・稼働を休止し、活用されていない市有の土地